島根県公共施設等総合管理基本方針

平成27年 9月 策定

(平成30年10月改訂)

(令和 4年 3月 改訂)

(令和 4年 8月 改訂)

島根県

目次

| | はじ | め | に・ | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P 1 |
|------|-----|------------|----------|------------|------------|-----|----|---|---|----|---|---|----------|----|---|----|-----|---|---|----|-----|-----|----|----|----|---|---|------|
| 第 | 1章 | | 基本 | 的 | 考. | え | 方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1. | 基 | 本方 | 針 | 0) | 目 | 的 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P 2 |
| | 2. | 基 | 本方 | 針 | の(| 位: | 置 | づ | け | • | | • | • | • | • | • | • | | | • | • | • | | | | | • | P 2 |
| | 3. | 基 | 本方 | 針 | の <u>'</u> | 実 | 施 | 期 | 間 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | P 2 |
| | 4. | 基 | 本方 | 針 | の1 | 体 | 系 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | Р3 |
| | 5. | 施 | 設類 | ī型 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P 4 |
| 第 | 2章 | <u>.</u> (| 公共 | 施 | 設 | 等 | の | 現 | 状 | لح | 将 | 来 | の | 見 | 通 | し | | | | | | | | | | | | |
| | 1. | 公 | 共施 | 設 | 等(| D: | 現 | 況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1 |) : | 公共 | 施 | 設 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P 5 |
| | (2 |) . | イン | フ | ラカ | 施 | 設 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P 6 |
| | (3 |) ; | 有形 | 固; | 定 | 資 | 産 | 減 | 価 | 償 | 却 | 率 | 0 | 推 | 移 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P 7 |
| | 2. | 人 | ロの | 推 | 移 | : ح | 将 | 来 | 見 | 通 | し | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P 8 |
| | 3. | 県 | 財政 | の : | 状 | 況 | | | • | • | | | • | • | • | • | • | | | | • | • | | | | | • | P 9 |
| | 4. | 維 | 持管 | 理 | •] | 更 | 新 | 等 | に | 要 | す | る | 経 | 費 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P 11 |
| 第 | 3章 | <u>.</u> (| 公共 | 施 | 設 | 等 | の: | 管 | 理 | に | 関 | す | る | 基 | 本 | 方 | 針 | | | | | | | | | | | |
| | 1. | 現: | 状や | 課 | 題 | に; | 対 | す | る | 基 | 本 | 的 | な | 認 | 識 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P 18 |
| | 2. | 公 | 共施 | 設 | 等(| D: | 管 | 理 | に | 関 | す | る | 基 | 本 | 的 | な | 方 | 針 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P 18 |
| | 3. | 全 | 庁的 | な | 取為 | 組 | 体 | 制 | の | 構 | 築 | 及 | び | 情 | 報 | 管 | 理 | • | 共 | 有 | 方 | 策 | 等 | • | • | • | • | P17 |
| 附 | ·属資 | 料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| . 13 | | | 公 | '描 | 识点 | 竿: | 終 | | 答 | 理 | 其 | 木 | + | 金十 | ħ | 七字 | Z D | Z | (| 和, | 1 年 | . 8 | 日平 | 目右 | :) | | | P10 |

はじめに

(背景)

島根県においては、厳しい財政状況が続くなか、県が所有する公共施設等の効率的・ 効果的な整備・管理に努めてきました。

公共施設等の整備については、民間活力を活用した手法の検討を進め、平成16年12月には「島根県PFI導入指針」を策定し、低コストで良質な行政サービスが提供できる整備手法として導入するとともに、公の施設の管理運営にあたっては、平成15年の地方自治法の改正を受け、平成16年4月から指定管理制度を導入し、住民サービス・利便性の向上と維持管理コストの縮減を図ってきました。

また、県が所有する公共施設等について、県立施設としての必要性等を検証し、廃止や民間への移管を含めた見直しを進めてきたところです。

(現状と課題)

これまでに整備してきた公共施設のうち約半数が築後30年以上経過しており、同様に公共土木施設、農林水産公共施設、企業局施設などのインフラ施設も老朽化が進んでいます。今後、これらの公共施設等は大規模修繕や更新の時期を迎えるため、多額の財政需要が見込まれます。

また、島根県では人口減少と少子高齢化が進んでいくなか、今後の県民負担を考慮した公共施設等の総量の見直しが必要となります。

(本方針による取組)

このため、島根県では、これまでの施設の維持管理や有効活用の取組を生かし、県を 取り巻く環境の変化を踏まえ将来を見通し、中長期的な視点に立って、公共施設等を総 合的に管理していく必要があります。

このような趣旨に基づき、平成27年9月に「島根県公共施設等総合管理基本方針」 (以下「基本方針」という。)を策定し、公共施設等の長寿命化による財政負担の軽減・ 平準化や公共施設等の有効活用・適正化に取り組むこととしています。

第1章 基本的考え方

1. 基本方針の目的

この基本方針は、人口が減少し、県財政は依然として厳しい状況が続くなかで、老朽化が進む公共施設等の全体の状況を把握し、予防的対策を講じつつ公共施設等に要する維持管理費の負担を軽減することにより、県民に必要な行政サービスを将来にわたって適切かつ効果的に提供することを目的とするものです。

2. 基本方針の位置づけ

この基本方針は、県の公共施設等の管理に関する総合的な基本計画であり、公 共施設等の長寿命化を図るための「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年1 1月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)における 「インフラ長寿命化計画(行動計画)」として位置づけます。

また、財政負担の軽減・平準化等を図るための「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日付け総財務第74号)における「公共施設等総合管理計画」としても位置づけ、この基本方針に基づく公共施設等の除却や、既存の公共施設の集約化、複合化、転用、ユニバーサルデザイン化、脱炭素化のための改修については、地方債の措置を受けることができます(令和4年度現在)。

3. 基本方針の実施期間

公共施設等の管理に関する方針は、将来の人口や財政の見通し等をもとに中 長期的な視点に基づき検討する必要があるため、この基本方針の実施期間は平 成27年度からの10年間とします。

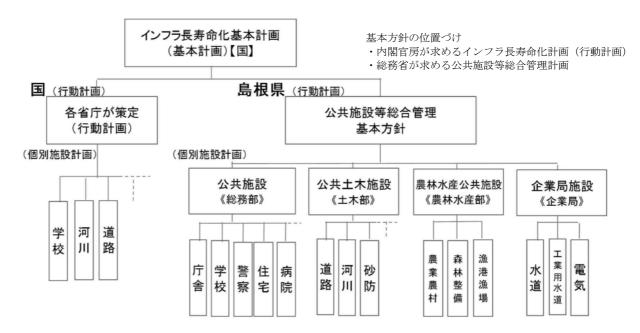
なお、社会経済情勢の変化、行財政改革の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて定期的に見直します。

4. 基本方針の体系

前述のインフラ長寿命化基本計画においては、それぞれの公共施設等の特性 や維持管理・更新等に係る取組状況を踏まえたメンテナンスサイクルの核とし て位置づけられる「インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」(以下「個別施 設計画」という。)の策定が求められています。

島根県では、この基本方針と個別施設計画について、図1のとおり整理し取 組を推進しています。

【図1】体系図



(注) 個別施設計画の分類は次のとおり

[公共施設]

県が所有する全ての建築物及び付属設備

[公共土木施設]

土木部が所管するインフラ施設

[農林水産公共施設]

農林水産部が所管するインフラ施設

[企業局施設]

企業局が所管するインフラ施設

なお、自然公園や交通安全施設などは、関連する個別施設計画の考え方などを参考に対応

5. 施設類型

基本方針の対象は、島根県で所有・所管する全ての公共施設等であり、主な ものは表1のとおりです。

【表1】本県における主な公共施設等

| 区分 | 主な公共施設等 | 備考(令和2年度末の状況等) | | | | | | |
|----|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | 知事部局所管施設等 | 庁舎・施設 459, 349 ㎡、宿舎 77, 270 ㎡ | | | | | | |
| | 教育庁所管施設等 | 庁舎・校舎等 625, 620 ㎡、宿舎 29, 984 ㎡ | | | | | | |
| | 警察本部所管施設等 | 庁舎 94, 274 ㎡、宿舎 49, 026 ㎡ | | | | | | |
| 公共 | 県営住宅 | 県営住宅 370, 756 ㎡ | | | | | | |
| 施設 | 企業局所管施設 | 事務所等 7,649 ㎡、宿舎 2,158 ㎡ | | | | | | |
| | 病院局所管施設 | 医療施設 74,790 ㎡、宿舎 4,012 ㎡ | | | | | | |
| | その他 | 普通財産 35, 393 ㎡ | | | | | | |
| | 県管理道路 | 延長 3,068 km、橋梁 2,757 橋 トンネル 195 本、シェッド、シェルター54 基 大型カルバート 6 基、 附属物 (門型標識等) 39 基、法面 26,473 箇所 舗装 3,037km | | | | | | |
| | ダム | 土木部管理 13 ダム、農林水産部管理 3 ダム | | | | | | |
| | 河川管理施設 | 河川管理延長 2,690.7 km、 水門・樋門、排水機場 227 基 | | | | | | |
| | 河川海岸保全施設 | 河川海岸保全区域延長 48. 563km | | | | | | |
| | 港湾施設 | 岸壁、物揚場等 18 港 | | | | | | |
| | 港湾海岸保全施設 | 13 海岸 | | | | | | |
| | 空港 | 滑走路、灯火・電気設備3空港 | | | | | | |
| | 砂防施設 | 砂防ダム 1,642 基 | | | | | | |
| イン | 地すべり防止施設 | 国交省所管 129 地区、農村振興局所管 256 地区、 林野庁所管 66 地区 | | | | | | |
| フラ | 急傾斜地崩壊防止施設 | 1,048 地区 | | | | | | |
| 施設 | 雪崩対策施設 | 16 地区 | | | | | | |
| | 公園 | 都市公園 3 公園、自然公園 14 公園 | | | | | | |
| | 下水道 | 管渠 74.7 km、下水処理施設 2 施設 | | | | | | |
| | 農道(県営造成施設) | 農道橋(15m以上)170箇所、トンネル21箇所 | | | | | | |
| | 水利施設(県営造成施設) | 用排水機場 125 箇所 | | | | | | |
| | ため池・かんがいダム (県営造成施設) | ため池 55 箇所(平成 12 年以降着工したため池)、かん がいダム 1 ダム | | | | | | |
| | 治山施設 | 5,709 地区(地すべり防止施設除く) | | | | | | |
| | 県管理林道 | 橋梁 10 橋 | | | | | | |
| | 県管理漁港 | 28 漁港 | | | | | | |
| | 水道・工業用水道施設 | 浄水場 3 施設、管路 166 km | | | | | | |
| | 発電施設 | 水力発電所 15 施設 | | | | | | |
| | 交通安全施設 | 交通信号機 1, 389 基 | | | | | | |

第2章 公共施設等の現状と将来の見通し

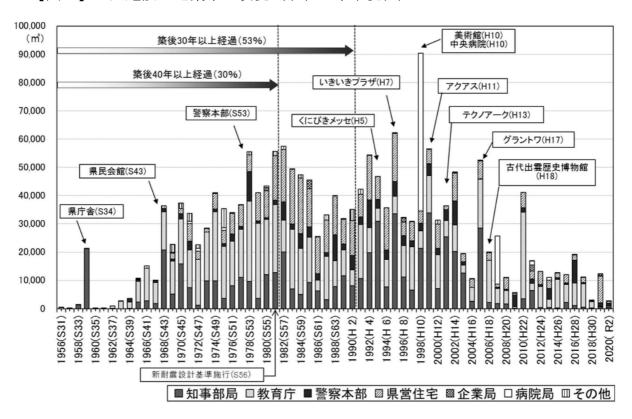
1. 公共施設等の現況

(1) 公共施設

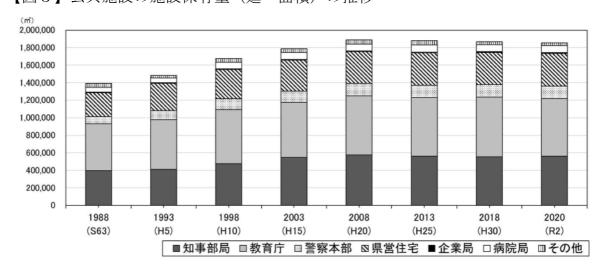
島根県で所有する公共施設の建築年度の状況は図2のとおり、施設保有量 (延床面積)の推移は図3のとおりとなっています。

昭和40年代から平成10年代にかけて、多くの施設が建てられており、施設保有量(延床面積)は、平成20年代まで増加し続けていましたが、近年は横ばいとなっています。

【図2】公共施設の建築年の状況(令和2年末現在)



【図3】公共施設の施設保有量(延べ面積)の推移



また、公営企業施設を含めた公共施設の現在の建築後年数の状況と、これらの施設をこのまま維持し続けると仮定した場合における10年後、20年後の割合は表2のとおりであり、多くの施設において今後老朽化が進む見込みです。

【表2】建築後30年・40年経過する公共施設の割合と将来の見通し

| | 令和2 | 年度末 | 10年後 | 20年後 |
|---------------|-------|-------|---------|---------|
| | 築後30年 | 築後40年 | (築後30年) | (築後30年) |
| 公営企業施設を除く公共施設 | 5 5 % | 3 1 % | 7 9 % | 9 4 % |
| 企業局施設 | 5 1 % | 19% | 68% | 7 3 % |
| 病院局施設 | 4 % | 4 % | 7 5 % | 9 7 % |
| 全体 | 5 3 % | 30% | 7 9 % | 9 4 % |

(2) インフラ施設

島根県で所有するインフラ施設のうち、建設後50年以上経過する主な施設の割合と、これらの施設をこのまま維持し続けると仮定した場合における10年後、20年後の割合は表3のとおりであり、多くの施設において今後老朽化が進む見込みです。

【表3】建設後50年以上経過する主なインフラ施設の割合と将来の見通し

| | 令和2年度末 | 10 年後 | 20 年後 |
|-----------------|--------|-------|-------|
| 道路橋(橋長2m以上) | 3 1 % | 48% | 66% |
| トンネル | 10% | 2 3 % | 4 5 % |
| 水門・樋門・排水機場(河川) | 10% | 3 5 % | 7 1 % |
| 下水道(管渠) | _ | 10% | 7 0 % |
| 下水道(処理場) | _ | _ | 100% |
| 水利施設 (用排水機場) | 4 1 % | 6 6 % | 93% |
| 治山施設 (治山ダム) | 2 4 % | 4 3 % | 7 1 % |
| 漁港施設(外郭施設・係留施設) | 2 1 % | 4 3 % | 6 6 % |
| 水道・工業用水道(管路) | 10% | 20% | 28% |
| 信号機 | 1 3 % | 5 5 % | 100% |

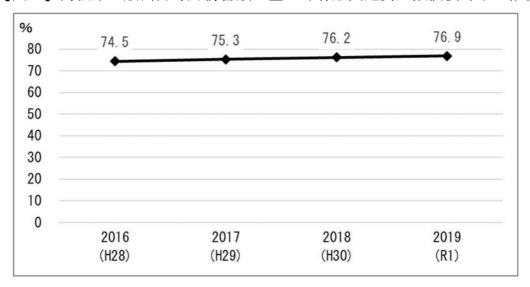
[※] 水利施設(用排水機場)及び信号機の令和2年度末の割合は、耐用年数等を考慮してそれぞれ 建設後35年以上及び19年以上経過する施設とした。

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

島根県では、地方公会計の整備を進め、平成28年度決算から複式簿記・発生主義会計に基づく「統一的な基準」による財務諸表を作成しています。

この財務諸表の活用による県資産の公共施設等の老朽化度合いを示す指標 (有形固定資産減価償却率*)の推移は図4のとおりです。

【図4】島根県一般会計等財務書類に基づく有形固定資産減価償却率の推移



※ 有形固定資産減価償却率について

本指標における有形固定資産とは建物及び工作物を指し、「減価償却累計額÷償却資産の取得価額」により算定。

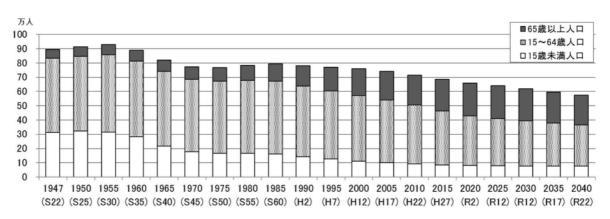
2. 人口の推移と将来見通し

島根県の人口は、昭和30年(1955年)の約92万9千人をピークとして減少傾向となり、近年では、毎年約5千人ずつ減少を続けており、令和2年国勢調査の集計による令和2年10月1日現在の人口は67万1,162人となっています。年齢別人口では、65歳以上人口の割合は34.2%で全国4位、15歳未満人口の割合は12.2%で全国16位となっています。

将来見通しについては、島根創生計画により人口減少対策を加速させ取り組んでいますが、現在の高齢化率が高く、年齢構成に偏りがあるため、当面は自然減の影響を受け、人口減少が続くと見込まれます。

なお、これはあくまでも試算であり、今後の社会経済情勢の変化や地方創生への取組などにより変化するものと考えられます。

【図5】本県の3階層別人口の推移



出典:島根県人口シミュレーション2020(令和2年3月)

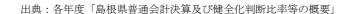
3. 県財政の状況

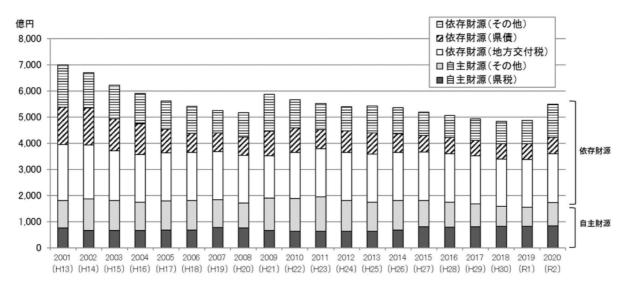
島根県の財政は、平成19年度に策定した「財政健全化基本方針」や、平成29年度に策定した「財政運営方針」に基づき、職員定員の削減や歳出の見直し、 歳入の確保などの取組を行い、健全化が一定程度進みました。

しかし、歳入では県税などの自主財源に乏しく、地方交付税など依存財源が7 割程度あり、国の動向に大きな影響を受ける財政構造であるほか、歳出では、人 件費、公債費、社会保障経費等の義務的な経費に一般財源の大半が充てられ、さ らに高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加などへの対応も必要となっており、 依然として厳しい状況にあります。

このため、「中期財政運営方針」(令和2年度から令和6年度)を策定し、島根創生を推進するための事業費の確保と健全な財政運営の両立を進めています。

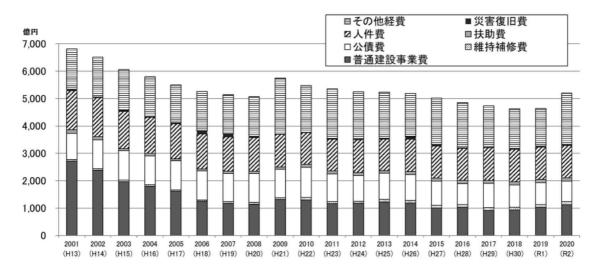
【図6】歳入の推移





【図7】歳出の推移

出典:各年度「島根県普通会計決算及び健全化判断比率等の概要」



【表4】歳入歳出推計

(単位:億円)

| | 区 分 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|---|-------------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 一般財源 | 3, 273 | 3, 221 | 3, 184 | 3, 143 | 3, 141 | 3, 150 |
| | 県税 | 637 | 649 | 666 | 662 | 666 | 668 |
| 歳 | 地方交付税+ 臨時財政対策債 | 2, 075 | 2, 030 | 1, 975 | 1, 946 | 1, 934 | 1, 933 |
| | その他 | 561 | 542 | 543 | 535 | 541 | 549 |
| 入 | 県債 | 360 | 444 | 436 | 425 | 423 | 340 |
| | その他特定財源 | 1,037 | 1,050 | 1,051 | 1,049 | 1,059 | 972 |
| | 歳入合計 ① | 4,670 | 4,715 | 4,671 | 4,617 | 4,623 | 4, 462 |
| | 義務的経費 | 3,071 | 3,007 | 2, 956 | 2, 919 | 2, 933 | 2, 950 |
| 歳 | 公共事業費 | 814 | 997 | 1,007 | 999 | 1,002 | 826 |
| 出 | その他 | 785 | 732 | 724 | 717 | 709 | 709 |
| | 歳出合計 ② | 4,670 | 4, 736 | 4, 687 | 4,635 | 4,644 | 4, 485 |
| | 収支①-② | 0 | ▲ 21 | ▲ 16 | ▲ 18 | ▲ 21 | ▲ 23 |

[※] 財政見通し〔令和3年度~8年度〕

4. 維持管理・更新等に要する経費

公共施設等の維持管理・修繕、改修及び更新等(以下「維持管理・更新等」という。)に要する経費について、個別施設計画や施設台帳、固定資産台帳データ等を活用し、施設類型ごと一定の前提条件のもとに、中長期的な見込みを推計しました。(14頁「推計の前提条件」及び表5)

推計は、耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み(ケース1)と長寿命化 対策を反映した場合の見込み(ケース2)とし、その差額により対策の効果額を 算出しました。

推計期間は2022(令和4)年度からの30年間です。

推計の結果、今後30年間で見込まれる維持管理・更新等に係る中長期的な経費は、ケース1で合計約1.5兆円、ケース2では合計約1.1兆円と推計され、対策の効果額は差額約0.4兆円と見込まれます。(図8-1、図8-2)

今後、公共施設等の更新や修繕に多額の経費が必要になることから、引き続き 基本方針及び各個別施設計画等に基づき、長寿命化対策等により経費の縮減や平 準化を図るための対策を講じ、施設総量の見直しに取り組む必要があります。

【表5】中長期的な維持管理・更新等に係る経費の推計(30年間合計額)

(単位:百万円)

| | | | 長寿命化対 | 策を反映した | 場合(ケース2) | | 耐用年数経過 | | 現在の | |
|-------------|----------|----------------|-----------|------------|------------------|-------------------------|-----------------------------|--------------------------|----------------------|--|
| | 区分 | 維持管理• 修繕(①) | 改修 (②) | 更新等 (③) | 合計(④) (①+②+③) | (参考) 単年度平均 合計④÷30 | 時に単純更新 した場合(⑤) (ケース1) | 長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤) | 年間経費 (過去 3年平均) | |
| 建築物 | 公共施設 | 183,479 | 204,115 | 288,957 | 676,551 | 22,552 | 876,453 | ▲ 199,902 | 9,488 | |
| | 公共土木施設 | 128,287 | 52,622 | 107,717 | 288,626 | 9,621 | 384,565 | ▲ 95,939 | 9,473 | |
| インフラ 施 設 | 農林水産公共施設 | 9,479 | 39,542 | 79,935 | 128,956 | 4,299 | 184,296 | ▲ 55,340 | 1,753 | |
| | 企業局施設 | 17,555 | 4,187 | 18,755 | 40,497 | 1,350 | 62,834 | ▲ 22,337 | 4,303 | |
| | 合 計 | 338,800 | 300,466 | 495,364 | 1,134,630 | 37,822 | 1,508,148 | ▲ 373,518 | 25,017 | |

[※] 推計の前提条件は14頁参照

[建築物の推計について]

建物の更新は、実際の建築物の老朽化の状況に関わらず、一定の前提条件(単純更新の場合は40年、長寿命化対策を反映した場合は65年の使用年数)を設定し、機械的に建替を行う前提としています。

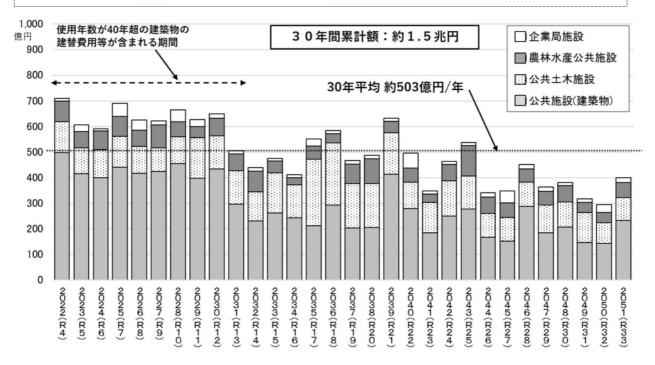
[インフラ施設の推計について]

河川管理施設、ダム、空港、下水道等には定期的な整備、更新が求められる機械設備、電気設備があり、耐用年数等に応じた必要な経費を見込んでいます。

また、農林水産公共施設で市町村等に譲与や管理委託している施設は、管理者が行う維持管理費を計上しておらず、更新等に必要な経費のみを計上しています。

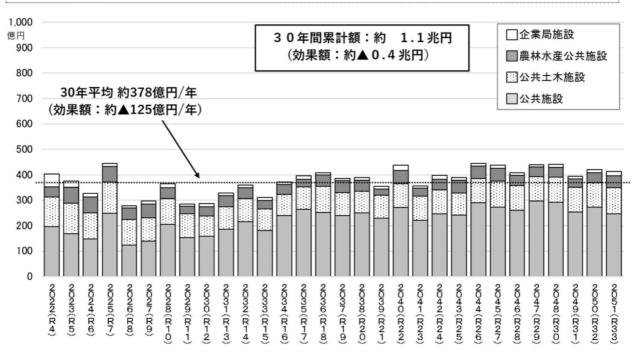
【図8-1】耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み(ケース1)

▶ 公共施設(建築物)は使用年数 40 年で建替を行う前提としています。現時点で 40 年超(昭和50 年代半ば以前建築)の建物は、令和4年度以降10年間で順次建替を行う前提としており、令和13年度までに多額の経費が見込まれます。



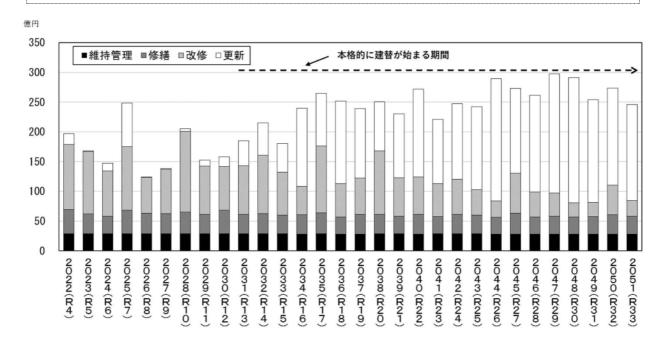
【図8-2】長寿命化対策を反映した場合の見込み (ケース2)

▶ 公共施設(建築物)では建替周期の延長(40年から65年)、インフラ施設では予防保全型への維持管理手法の移行等による改修・更新等経費の減を反映しており、ケース1と比較すると、平均して年間125億円程度の経費節減の効果が期待されます。



【図8-2参考】長寿命化対策を反映した場合における公共施設(建築物)の経費内訳

▶ ケース2では、公共施設(建築物)について65年で建替を行う前提としていますが、この場合でもほとんどの建築物が昭和40年以降に建築されていることから、令和13年度以降本格的に建替時期を迎え、依然として、多額の更新費が必要となる見込みです。



推計の前提条件

- ① 令和4年度から令和33年度までの期間において、各施設の特性に応じ、個別施設計画等に基づき、積算又は計算プログラム等により推計した。
- ② 個別施設計画において経費見込みが現時点で未作成など、資料が不足する場合は、他の類似施設をモデルにするほか、経費の積み上げ等により算出した。
- ③ 施設の総量・延床面積については、今後も同一の規模が維持され、更新すると仮定した。
- ④ 現在の維持管理・修繕費は平成30年度~令和2年度までの直近3か年の実績を基本として、平均の年間費用を算出した。
- ⑤ 維持管理・修繕、改修、更新の定義については、「公共施設等総合計画の策定にあたっての指針の改訂について」(平成30年2月27日付け総財務第28号総務省自治財政局財務調査課長通知)を基本としている。
- ⑥ 推計した維持管理・更新等に係る経費の見込みは、一定の条件設定・仮定のもと、おおれの規模を試算したものであり、今後、個々の施設の劣化状況や長寿命化対策の進展及び個別施設計画の変更により変動する可能性がある。
- ⑦ 施設の区分単位での主な前提条件は次のとおり

1) 公共施設

- ・建築物の用途により経費を算出するためのモデルに分類し、各モデル及び竣工年毎の延べ面積に、一定の単価を乗じることにより推計した。(平成31年版建築物のライフサイクルコスト第2版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)「LCC計算プログラム」による計算)
- ・建築物の使用年数が40年を経過した際に建替を行う場合を「単純更新した場合」とし、使用年数が65年を経過した際に建替を行う場合を「長寿命化対策を行った場合」として推計した。
- ・既に使用年数が40年又は65年を超えている施設は、2022~2031年の10年間で使用年 数が長い施設から建替えることとして推計した。

2) 公共土木施設

- ・各個別施設計画に基づき、耐用年数の設定及び長寿命化対策等に係る経費の推計を 行った。
- ・点検により、施設の健全度を区分している場合は、これに応じて費用を推計した。

3) 農林水產公共施設

- ・各個別施設計画に基づき、耐用年数の設定及び長寿命化対策等に係る経費の推計を 行った。
- ・点検により、施設の健全度を区分している場合は、これに応じて費用を推計した。
- ・施設移管により、市町村や土地改良区等が管理する施設は管理者が行う維持管理・ 修繕費は計上していない。
- ・農業農村整備施設は各個別施設計画や農林水産省「インフラ維持管理・更新費に係る推計手順書」に基づき経費の推計を行った。また、同推計手順書に無い施設及び 実態と著しく乖離している数値等は実績等から推計した。

4) 企業局施設

・各施設管理基本計画、中期事業計画及び予算資料(10年計画)を基に経費を推計した。

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

1. 現状や課題に対する基本的な認識

島根県の公共施設等においては、老朽化により今後大規模修繕や建替・更新が見込まれます。また、長期使用するには耐震改修が必要な施設があるなど、今後、更新等費用の増加と年度別事業費の多寡が見込まれます。

一方、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、将来的に修繕や建替・更新にかける予算を大幅に増加することは困難であり、更新等費用の増加に伴って財源が不足する恐れがあります。

また、県人口が減少し少子高齢化が進んでいくなか、長期的には、人口の動向や 人口構成の変化を踏まえ、今後の県民負担に配慮した公共施設の総量の見直しが課題です。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

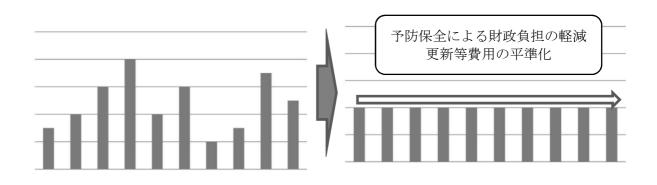
(1)公共施設等の長寿命化による財政負担の軽減・平準化

公共施設等の維持管理を適切に実施し予防保全による長寿命化を図ることで、建 替・更新に係る費用を低く抑え、その時期を分散することにより、財政負担の軽減 と年度間の平準化を図ります。

(2) 公共施設等の有効活用・適正化

人口が減少し、少子高齢化が進むとの推計がなされるなか、県民負担を軽減し行政サービスの効率化を進めるため、公共施設等の有効活用や適正化を図ります。

【図7】長寿命化と財政負担の軽減化のイメージ



具体的には、次の方針に基づいて取り組んでいきます。

① 調査・点検の実施及び安全確保

公共施設等の現状を正確に把握し、将来にわたる財政負担を的確に予測する ため、定期的に調査・点検を行い公共施設等の活用方針を定める基礎としま す。

また、調査・点検により危険性が認められた場合には、安全確保のため適宜 修繕等を行います。

併せて、固定資産台帳を毎年度更新し、必要に応じて公共施設等の維持管理・更新等の際に活用します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施(長寿命化の実施)

将来にわたって長く利用する公共施設等について、計画的な予防保全型の維持管理手法を導入し、損傷が比較的軽微なうちに対策することにより長寿命化を進め、トータルコストを縮減し、平準化を図ります。

また、公共施設等の日常的な維持管理をより適切で効率的なものとするため、維持管理業務の標準化や一元化を進めます。

③ 耐震化の実施

公共施設に関しては、島根県建築物耐震改修促進計画に基づき進めます。 また、橋梁や配管などのインフラ施設に関しては、施設毎の耐震化の必要性 を踏まえた耐震化を進めます。

④ 公共施設等の有効活用や適正化(統合や廃止の推進)

保有する公共施設等の将来の利用見込みについて、各部局の施策や事業との 関連等を長期的な視点から調査・検証し、集約化や統廃合、転用、除却、廃止 を検討します。また、国や他の地方公共団体と連携し公共施設等の有効活用を 図ります。

⑤ 民間活力の活用

併せて、低コストで良質な行政サービスが提供できる整備手法として、「島根県PFI導入指針」に基づき民間活力を引き続き活用していきます。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進

乳幼児、妊婦、高齢者、障がい者、外国人など多様な利用者が想定される公 共施設等の整備、改修等にあたっては、ユニバーサルデザイン化の推進を図る ものとします。なお、ユニバーサルデザイン化の推進にあたっては、多様なニ ーズや施設の現状、将来計画等を踏まえ、費用対効果を検証したうえで、最適 な手法により対応を行います。

⑦ 脱炭素化の推進

島根県環境総合計画の「県事務事業における実行計画」に定めるエネルギー使用量、二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向け、設備更新時のLED照明や高効率空調設備等の低消費電力機器への切り替え、公共施設等の改修等に伴う再生可能エネルギーの導入等を推進していきます。

3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策等

① 取組体制、情報共有体制、PDCAサイクルの実施

島根県では、公共施設における長寿命化の共通指針の策定や保全マネジメントシステムを活用した施設管理の一元化を進めることとしています。また、公共土木施設、農林水産関連施設においても長寿命化に関する情報などを一元化し、共通方針を策定することとしています。さらに、政策調整会議において、これらの情報などについて全庁的に共有を図ることとします。

また、PDCAサイクルを活用し、定期的に進捗状況を確認し、必要な見直しを行うこととします。

② 国や市町村との連携

公共施設等を計画的に管理するため、関係団体との連携や職員研修を実施します。また、技術者が不足する小規模な市町村等を支援するため、国、県、市町村が連携する体制を構築します。

③ 個別施設計画等

施設類型ごとの管理については、基本方針の体系に沿って、別途、公共施設、 公共土木施設、農林水産施設、企業局施設ごとに基本的な方針を策定していま す。

さらに、附属資料のとおり詳細な施設類型ごとにそれぞれの特性に応じた個別施設計画を策定しています。個別施設計画の活用により、施設の特性を踏まえた適切な維持管理等を実施します。

また、建築物については、島根県県有施設長寿命化指針により、長寿命化のための具体的な取組を進めています。

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。 具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道 等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)等も含む包括的な概念。

PF I

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

有形固定資產減価償却率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか全体として把握することができる。

(耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが必ずしも直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではない。)

【附属資料】

島根県県有施設長寿命化指針

島根県公共施設等総合管理基本方針 体系図(令和4年8月現在)

H27.3策定 目標使用年数等

